



私立高等学校等

学費支援

年収700万円未満の世帯まで
授業料が実質無償化 **最大 456,000円**

多子世帯で年収800万円未満の世帯まで
授業料が実質無償化 **最大 456,000円**

※多子世帯…15歳以上23歳未満の扶養している子ども(中学生を除く)が3人以上いる世帯

非課税世帯まで
入学金が実質無償化 **最大 210,000円**

返還不要。申請をお忘れなく。



高等学校等
就学支援金



学費補助金



神奈川県
高校生等
奨学給付金

年収に関わらず、リーフレットの内容を
よく、ご確認ください。 **お申込みは高校入学後!**

発行/お問合せ | 神奈川県 福祉子どもみらい局 子どもみらい部 私学振興課 助成グループ
〒231-8588 横浜市中区日本大通1
電話:045-210-3793(直通) 受付時間: 平日 8:30~12:00、13:00~17:15

<http://www.pref.kanagawa.jp/docs/v3e/jyosei/gakuhisien/index.html>



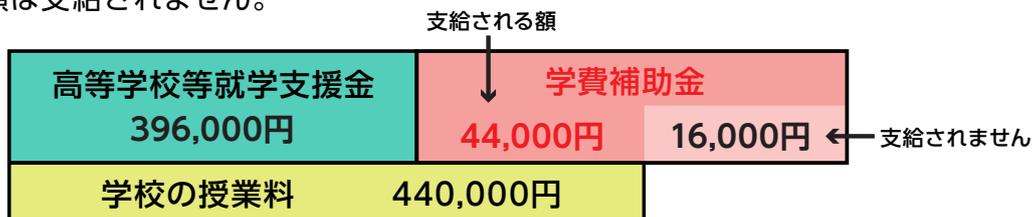
各制度の補助額

世帯年収等によって補助額が異なります。利用できる制度を確認してください。

年 収 目 安	授業料補助			入学金補助	授業料 入学金
	① 高等学校等就学支援金(国)	② 学費補助金(県)			
生活保護～ 住民税非課税世帯	396,000円 (通信制 297,000円)	+ 60,000円 (通信制 159,000円)	+ 210,000円	→	授業料 456,000円 入学金 210,000円
270万円～ 590万円未満	396,000円 (通信制 297,000円)	+ 60,000円 (通信制 159,000円)	+ 100,000円	→	授業料 456,000円 入学金 100,000円
590万円～ 700万円未満	118,800円	+ 337,200円	+ 100,000円	→	授業料 118,800円 入学金 100,000円
700万円～ 750万円未満	118,800円	+ 74,400円	+ 100,000円	→	授業料 193,200円 入学金 100,000円
多子世帯	118,800円	+ 74,400円	+ 262,800円	→	授業料 456,000円 入学金 100,000円
750万円～ 800万円未満	118,800円			→	授業料 118,800円
多子世帯	118,800円	+ 337,200円		→	授業料 456,000円
800万円～ 910万円未満	118,800円			→	授業料 118,800円
多子世帯	118,800円	+ 74,400円		→	授業料 193,200円

※多子世帯…15歳以上23歳未満の扶養している子ども(中学生を除く)が3人以上いる世帯

①「高等学校等就学支援金」と②「学費補助金」の授業料補助額の合計が学校の授業料を超える場合、超えた金額は支給されません。



イメージ (例: 590万円未満の世帯の場合) 授業料 < 支援金 + 補助金

申請の方法

高校等に入学後、学校を通じて申請します。

※申請の具体的な方法は、学校を通じてご案内します。

- 申請後、高校等や神奈川県での審査を経て、就学支援金や学費補助金が学校へ交付されます。
- 学校が生徒や保護者等の方に代わって受け取り、授業料と相殺します。学校によって、いったん授業料を納め、後日補助金等を返還する場合がありますので、詳細は学校に直接お問い合わせください。





「高等学校等就学支援金」

● 国の制度 ● 返済不要

お申込み

新1年生	2・3年生
4月/6月頃(2回)	6月頃

① 高等学校等就学支援金		
年収の目安	所得区分 令和4年度の「市町村民税の課税標準額×6%-市町村民税の調整控除の額」※1	授業料補助 (年額)
生活保護	(令和4年1月1日時点で生活保護)	396,000円 (通信制297,000円)
非課税～ 590万円未満	154,500円未満	
590万円～ 910万円未満	304,200円未満	118,800円

私立高等学校等に在学する生徒が、家庭の状況にかかわらず安心して勉学に打ち込めるよう、授業料を補助する制度です。

▶ 私立高等学校等に通う生徒が対象となります。県外の私立高等学校等に通う場合は、その都道府県に申請します。

▶ 授業料補助額が学校の授業料を超える場合、超えた額は支給されません。

高等学校等就学支援金	300,000円	支給される額 396,000円 上限 96,000円は支給されません
学校の授業料	300,000円	

イメージ(例:590万円未満の世帯の場合) 授業料 < 支援金

※1 父母の合計額です。政令指定都市の場合は、「調整控除の額」に3/4を乗じます。

年収はあくまで目安です。令和4年4月～6月分の授業料補助については、令和3年度の税額で判定します。



「学費補助金」

● 県の制度 ● 返済不要

お申込み

全学年
6月頃

② 学費補助金			
年収の目安	所得区分 令和4年度の「市町村民税の課税標準額×6%-市町村民税の調整控除の額」※1	授業料補助 (年額)	入学金補助 (1回のみ)
生活保護	(令和4年1月1日時点で生活保護)		210,000円 (上限額)
非課税	(「県民税・市町村民税の所得割額の合算額」が0円) ※2	60,000円 (通信制159,000円)	
270万円～ 590万円未満	154,500円未満		100,000円 (上限額)
590万円～ 700万円未満	203,100円未満	337,200円	
700万円～ 750万円未満	227,100円未満	74,400円	
多子世帯 750万円未満	227,100円未満	337,200円	
750万円～ 800万円未満	251,100円未満	対象外	対象外
多子世帯 800万円未満	251,100円未満	337,200円	
800万円～ 910万円未満	304,200円未満	対象外	
多子世帯 910万円未満	304,200円未満	74,400円	

私立高等学校等に在学する生徒の保護者等の経済的負担を軽減するため、入学金・授業料を補助する制度です。

▶ 生徒・保護者等とともに県内在住、かつ県内設置の私立高等学校等に通う生徒が対象となります。

▶ 対象校はホームページをご覧ください。

<http://www.pref.kanagawa.jp/docs/v3e/jyosei/gakuhsien/index.html>



※1 父母の合計額です。政令指定都市の場合は、「調整控除の額」に3/4を乗じます。年収はあくまで目安です。

※2 父母の合計額です。「市町村民税の課税標準額×6%-市町村民税の調整控除の額」では判定しません。

※3 多子世帯とは15歳以上23歳未満の扶養している子ども(中学生を除く)が3人以上いる世帯です。

非課税世帯、生活保護(生業扶助)受給世帯が対象です。



「神奈川県高校生等奨学給付金」

お申込み

全学年

7月～12月頃

● 県の制度 ○ 返済不要

神奈川県にお住まいの高校生等の保護者に対して、授業料以外の教育費負担を軽減する制度です。

- ▶ 令和4年7月1日現在、私立高等学校等に在学しており、生活保護(生業扶助)を受けている世帯、または、保護者全員の令和4年度の県民税・市町村民税所得割額の合算額が0円(非課税)である世帯が対象です。
- ▶ 家計急変により、非課税相当となる世帯に対する給付があります。
- ▶ 新入生に対する一部前倒し給付があります。(申請は4月以降)

3 神奈川県高校生等奨学給付金			
(令和4年7月1日時点で生活保護の生業扶助を受けている)			52,600円
非課税	全日制・定時制の学校	中学生を除く15歳以上23歳未満の扶養している兄弟姉妹がいる第1子、またはいない	134,600円
		中学生を除く15歳以上23歳未満の扶養している兄弟姉妹がいる第2子以降	152,000円
	通信制・専攻科の学校		52,100円

申請時期は
令和4年7月1日以降
毎年申請が必要です!



県内の学校

- ▶ 申請書は学校が配付。 ▶ 申請書に記入し、添付書類とともに学校へ提出。
(申請者が指定した振込口座に、県から直接振り込みます)

県外の学校

- ▶ 申請書は申請者自身が県のホームページから取得。(令和4年6月下旬以降更新予定)
<http://www.pref.kanagawa.jp/docs/v3e/jyosei/gakuhisien/syougakukyuhukinn.html>



申請書HP

HPから取得できない場合には、申請書を郵送いたします。
令和4年6月下旬以降、私学振興課助成グループにご連絡ください。

- ▶ 申請書に記入し、在籍する学校に提出。
- ▶ 学校は、学校使用欄(申請書裏面)に記載・押印ののち申請者に返還。
- ▶ 申請者自身が添付書類とともに県へ直接郵送。
(申請者が指定した振込口座に、県から直接振り込みます)

その他の制度

緊急支援補助金 ○ 返済不要

令和4年の年間所得が、解雇、倒産、長期療養などで急変したとき

支給条件

- 生徒と保護者が共に県内在住であり、県内設置の私立学校に在学していること
- 令和3(2021)年4月～令和4(2022)年12月の間に主たる生計維持者である保護者に、解雇・会社都合退職・倒産・長期療養・障害認定等の、家計急変事由が生じたこと
- 令和4年の年間所得が、令和3年の年間所得より減少していること
- 令和4年の年間所得が基準額未満であること
- ※ 神奈川県の学費補助金との併用はできません。また同じ事由で2回申請することはできません。

支給額

- 授業料(年額) 396,000円(通信制297,000円)
- ※ ただし、上記の金額から高等学校等就学支援金受給額を控除した金額が支給額となります。

申込手続

- 令和4年12月頃 学校へ申請書を提出
- ※ 締め切りは学校ごとに異なります。

学び直し支援金 ○ 返済不要

高等学校等を中途退学し、再び高等学校等に入学された方
高等学校等就学支援金の受給期間(前学校の在学期間を含め36月/通信制は、48月)が終了した後も、「学び直し支援金」を申し込むことにより、卒業するまでの間の最長2年間(全日制は1年間)「学び直し支援金」を受けることができる制度です。

支給条件

- 高等学校等就学支援金対象校に在学していること
- 2014年4月以降に再入学され、令和4年度中に就学支援金の受給期間が終了になる方

支給額

- 授業料(年額) 297,000円/118,800円

申込手続

- 学校へ申請書を提出

所得区分の確認方法



A 年収に関わらず、全員確認してください

手元に「住民税に基づく基準額」がわかるものをご用意ください。

〈マイナンバーカードをお持ちの方〉

マイナポータル「わたしの情報」で確認してください。

〈マイナンバーカードをお持ちでない方〉

課税証明書(市町村で発行)・納税通知書のいずれかをご用意ください。
※ 課税証明書は「調整控除の額を記載」する形で申請してください。

1 市町村民税の「課税標準額(課税所得額)」と「調整控除の額」を確認します。

1. 課税標準額(課税所得額)の確認方法

課税証明書 記載例1

課税標準額	
総所得	〇〇〇〇〇〇円
上記以外の課税所得金額	〇〇〇〇〇〇円

※総所得以外の欄に金額がある場合は、その金額の合計額を計算に使用します。

課税証明書 記載例2

課税標準額	〇〇〇〇〇〇円
-------	---------

point! 市町村により様式が異なります。課税標準額が摘要欄や欄外に記載されることもあります。

参考【特別徴収税額通知書の場合】

※特別徴収税額通知書では「調整控除の額」が確認できません。課税証明書又はマイナポータルで確認してください。

特別徴収税額通知書 記載例

課税標準		全項目の合計額が「課税標準額」
総所得③	〇〇〇〇〇〇円	
山林所得	〇〇〇〇〇〇円	
分離短期譲渡	〇〇〇〇〇〇円	
分離長期譲渡	〇〇〇〇〇〇円	
株式等の譲渡	〇〇〇〇〇〇円	
上場株式等の配当金	〇〇〇〇〇〇円	
先物取引	〇〇〇〇〇〇円	

2. 調整控除の額の確認方法

point! 市町村によっては、申出がある場合にのみ記載するところもあるので、「調整控除の額」を記載して発行するように申請してください。摘要欄、備考欄等に記載されることがあります。

2 1で確認した課税標準額、調整控除の額を用いて以下の計算をします。

市町村民税の課税標準額 × 6% - 市町村民税の調整控除の額

(政令市の場合は調整控除の額に3/4を乗じます。)

計算結果が「304,200円」未満ですか？

はい

いいえ 対象外です

3 保護者等・生徒ともに神奈川県在住、かつ生徒は県内の私立高等学校等に在学していますか？

はい

いいえ ①「高等学校等就学支援金」の対象です

4 2の計算結果が227,100円未満ですか？

はい

いいえ

4 15歳以上23歳未満の扶養している子ども(中学生を除く)が3人以上いる世帯ですか？

はい

いいえ ①「高等学校等就学支援金」の対象です

①「高等学校等就学支援金」 ②「学費補助金」の対象です。

補助額は2の計算結果によって異なります。詳しくは各制度の説明ページをご覧ください。

B 生活保護世帯・住民税非課税世帯になりそうな方は確認してください

1 「県民税・市町村民税所得割の合計額」を確認します。

保護者等の「県民税・市町村民税所得割の合計額」が0円、または、生活保護世帯ですか？

はい

いいえ ③「神奈川県高校生等奨学給付金」の対象外です

2 保護者等は神奈川県在住ですか？

はい

いいえ お住まいの都道府県にお問合せください

③「神奈川県高校生等奨学給付金」の対象です。



そのほか、貸付制度のご案内

学費支援を必要としている方に対し、貸付の制度も数多くあります。無利子と有利子の制度があります。それぞれ、応募資格や支給額等が異なりますので、詳しくは各お問合せ先に、ご確認ください。

無利子の制度

「神奈川県高等学校奨学金」

各学校の奨学金担当者、または
神奈川県教育委員会財務課 TEL:045-210-8251

制度内容

学資の援助を必要とする高等学校等の生徒に
奨学金の貸付けを行う制度

貸付対象

- 県内に在住し、県内の高等学校等*に在学する者
*(高等学校、中等教育学校後期課程、特別支援学校高等部)
- 保護者が県内に在住し、高等学校等または専修学校の
高等課程に在学する者

応募要件

- 保護者*の年収の合計が910万円未満程度である者
*(同一生計の父母。父母がいない場合は、代わって家計を支えている人)

貸付内容(私立)

貸付額

- ▶ 新1年生：月額1万円、2万円、3万円、4万円、5万円から選択
- ▶ 2年生以上：月額1万円、2万円、3万円、4万円から選択
(2年生以上で、4万円では学資が不足する場合、月額に1万円の
加算をする制度があります)

貸付方法

- ①7月下旬(4～9月分) ②10月下旬(10～12月分) ③1月下旬(1
～3月分)に本人が指定した金融機関口座に振込みます

返還方法

開始：卒業後6か月経過した後から。

返還期間：貸付期間の4倍以内の期間

猶予：進学した場合等に申請により返還猶予が可能。

免除：一定の条件を満たした場合には、返還が免除になることが
あります。

申込手続

募集案内、願書等の入手方法：学校で担任の先生などから。または
神奈川県教育委員会のホームページからダウンロード。
<http://www.pref.kanagawa.jp/docs/en7/cnt/f324/>

- 連帯保証人が2人必要(保護者1人と別生計の者1人)。
※借用証書とともに連帯保証人の印鑑登録証明書を提出。
- 定期採用の募集は4月です。各学校が定める期限までにお申
込みください。
- 年度途中で奨学金の貸付けが必要になった場合は、随時受
付を行います。

「交通遺児育英会奨学金」

公益財団法人 交通遺児育英会
TEL:0120-521286 (フリーダイヤル)
<https://www.kotsuiji.com/>

制度内容

経済的に修学が困難な生徒のための貸付け

貸付対象

- 保護者等が道路における交通事故で死亡したり、
著しい後遺障害で働けない場合

「母子父子寡婦福祉資金」

(修学資金、就学支度資金等) ※一部有利子

市にお住まいの方 ▶ 各市役所(福祉事務所)

町村にお住まいの方 ▶ 県の各保健福祉事務所

<http://www.pref.kanagawa.jp/docs/he8/hitorioya-support/fukushishikin/>

制度内容

扶養している児童や子の修学等に当たって経済的に援助を必要としている方に対し、福祉資金の貸付けを行う
制度

貸付対象

- 母子家庭、父子家庭、寡婦家庭

「生活福祉資金」(教育支援資金) ※一部有利子

社会福祉法人 神奈川県社会福祉協議会

TEL:045-534-6082

http://www.knsyk.jp/s/shiru/kashitsuke_kyoiku.html

制度内容

高等学校等への進学や通学に必要な経費を貸付

貸付対象

- 金融機関や他制度等からの借入が困難な低所得世帯等

有利子の制度

「国の教育ローン」

日本政策金融公庫 教育ローンコールセンター TEL:0570-008656 または TEL:03-5321-8656

<https://www.jfc.go.jp/n/finance/search/ippan.html>

制度内容 入学金、学校納付金などの入学費用や、授業料、通学費などの在学費用を融資

- ①「高等学校等就学支援金」、③「神奈川県高校生等奨学給付金」、上記の「神奈川県高等学校奨学金」は、
公立高等学校にも同様の制度があります。



私たち一人ひとりの行動が、未来につながる。

SDGs 未来都市 神奈川県

Kanagawa committed to SDGs

